旭医大達第119号
令和8年11月20日

国立大学法人旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）就業規則の一部を改正する規則を次のように定める。

旭川医科大学長　　西　川　祐　司

国立大学法人旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）就業規則の一部を改正する規則

国立大学法人旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）就業規則（平成16年旭医大達第171号）の一部について，下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は，改正箇所を示す

改正後	現行
（略）	（略）
（試用期間） 第9条　新たに職員として採用された者については，採用の日から3箇月間の試用期間を設ける。ただし，本学が必要と認めたときは，試用期間を延長し，若しくは短縮し，又は設けないことがある。	（試用期間） 第9条　新たに職員として採用された者については，採用の日から3箇月間の試用期間を設ける。ただし，本学が必要と認めたときは，試用期間を短縮し，又は設けないことがある。
2・3　（略）	2・3　（略）
（略）	（略）
附　則 この規程は，令和8年12月1日から施行する。	
【改正理由】 職員の適性や能力等を適正に評価するため，所要の改正を行うものである。	